

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第5回 国会と立法権（4）

5. 国政調査権の性質と限界

- ・ 国政調査権は、議院の付託・委任により、調査特別委員会または常任委員会によって行使される（参議院には、調査会がある）。刑罰を担保して証人喚問を行うこともできる。
- ・ 国政調査権は、独立の権能であるのか、それとも、憲法上、国会・議院に与えられた権能を行使するために認められた補助的権能なのかについては、争いがある。後者であるとするれば、国政調査権には一定の範囲と限界がある。
- ・ 基本的人権を侵害するような調査は許されない。また、司法権を侵害するような調査（現に係属中の裁判事件について裁判官の訴訟指揮・裁判手続を対象に行う調査や、もっぱら裁判内容の当否を判断するための調査など）や、検察権を侵害するような調査（起訴・不起訴に関する検察権の行使に政治的圧力を加える目的の調査、起訴内容に直接関連する事項や公訴の内容を対象とする調査、捜査の続行に重大な障害をきたすような方法の調査など）は許されない。
- ・ 一般の行政権は国政調査の対象となるが、法律により守秘義務が課されている公務員の「職務上の秘密」に関わる事項の調査については、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律5条による。

□ 浦和充子事件

夫が生業を顧みないので前途を悲観して無理心中を図り、子どもを殺害したものの自分のみ生き残った母親に対して、浦和地方裁判所（現さいたま地方裁判所）が、1948（昭和23）年4月7日、懲役3年執行猶予3年の判決を下した。

この判決に関して、検察及び裁判の運営等に関する調査を行っていた参議院法務委員会は、1949（昭和24）年5月、元被告人や担当検察官を証人として喚問するなどしたうえで、事実認定が不適切であり量刑も軽きに失し不当である旨の調査報告書をまとめた。これに対して、最高裁判所は、参議院法務委員会の措置が司法権の独立を侵害し、憲法上国会に許された国政調査権の範囲を逸脱すると批判した一方、法務委員会は、国権の最高機関性に基づき行使される国政調査権は司法権に対しても監督権を有すると解すべきと反論した。

6. 議員特権

- ・ 議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける (49 条)。
- ・ 議員は国会の会期中は逮捕されず、また、会期前に逮捕された議員は、所属する議院の要求があれば、会期中は釈放される (50 条)。この不逮捕特権の目的を、時の政府からの議員の身体的自由を保障することとみるか、議院の正常な活動を保障することとみるかで、争いがある。
- ・ 議院内で行った演説、討論または表決は、院外で法的責任を問われない (51 条)。

○ 病院長自殺国家賠償請求事件最高裁判決(最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁)

国会の委員会における衆議院議員による具体的な発言によって名誉を毀損され自殺した病院長の妻が、国と当該議員に対して損害賠償を請求した事件において、最高裁判所は、(1) 議院で何をどのように質疑するかは、議員の広汎な裁量に委ねられており、たとえそれによって結果的に国民の権利等が侵害されることになっても、直ちに当該議員がその職務上の法的義務に違背したとはいえず、(2) 議員が質疑等の中でした発言について国の損害賠償責任が肯定されるためには、議員に付与された権限に明らかに背いたと認めうるような特別の事情があることを必要とすると判示し、原告の請求を退けた。

Quiz

Q5-1 議院の国政調査権に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

1. 裁判所で審理中の事件の事実関係について、適法な目的で、裁判と並行して調査することは、司法権の独立を侵すものではなく、許容される。
2. 検察権に関する調査が、起訴・不起訴に関する検察権の行使に政治的圧力を加えることが目的と考えられる場合には、違法ないし不当なものであって許されない。
3. 議院により証人として喚問された者は、思想の露頭を求めるような質問を受けた場合であっても、証言を拒むことはできない。
4. 国政調査権の性質につき、議院に与えられた権能を実効的に行使するために認められた補助的権能であるという見解をとった場合でも、国政に関連のない純粋に私的な事項を除き、国政のほぼ全体が調査の対象となる。
5. 行政権の作用については、その合法性と妥当性について、原則として全面的に国政調査権の対象となる。

(平成16年度裁判所事務官採用試験)

Q5-2 日本国憲法に規定する国会議員の特権に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 国会議員は、議院で職務上行った演説、討論、表決について、院外において民事上の責任は問われるが、刑事上の責任は問われない。
2. 国会議員は、国会の会期中においては、院外における現行犯罪であっても、当該議員の所属する議院の許諾がなければ逮捕されることはない。
3. 国会議員の不逮捕特権は、衆議院の解散中に開催された参議院の緊急集会中における参議院議員には、認められていない。
4. 国会議員の不逮捕特権は、国会が閉会中に開催される継続審議中の委員会の委員である国会議員には、認められている。
5. 国会の会期前に逮捕された国会議員は、当該議員の所属する議院の要求があれば、会期中釈放される。

(平成22年度特別区職員I類採用試験)